

栃木県知事 福田富一 様

2012年1月23日

日本共産党栃木県委員会

委員長 小林 年 治

前県議会議員 野村 せつ子

2012年度予算と施策に関する重点要望書

昨年3月11日の大震災と原発事故で、栃木県は死者4人、負傷者132人、住宅の全壊264戸、半壊2,062戸、一部損壊68,296戸(2011年12月末時点)という甚大な被害を被りました。県外からの避難者も2,557人(2012年1月10日時点)を超えており、引き続き県内外の被災者への親身な支援が求められます。

東電福島第一原発の事故による放射能汚染では、子どもたちの健康、農業、営業などへの不安、除染や放射性廃棄物の処分対策など、つぎづきに難題に直面しています。原発の安全神話が崩壊し、安全な原発などありえないこと、原発がかかえる大量の「死の灰」をコントロールする手段がないことがはっきりしました。いま福島県では知事を先頭に立地するすべての原発の廃炉を求めており、3分の2の市町村議会が決議をあげました。茨城県でも東海村村長が東海村原子力施設の撤退を求めるなど、原発ゼロを求める立地県のごきが強まっています。東海村と栃木県は30数kmの距離にあり、JCO臨界事故の経験からも最悪の事態を想定した対策が求められます。どのように原発事故から県民を守り、原発・エネルギー問題と向き合うのか、原発隣接県としての県の姿勢が問われます。

昨年9月には、民主党政権3人目の総理、野田内閣が発足しましたが、原発事故対策や復興支援においても、被災地・被災者の状況にかみあわない後手後手の対策に終始し、消費税増税やTPP(環太平洋連携協定)交渉参加など、財界やアメリカにいわれるまま、なりふりかまわぬ悪政の道を暴走しています。もとより自公政権の構造改革とリーマンショック以降、出口の見えない不況と雇用不安、世界経済危機の長期化によって苦しめられてきた県民にとって、この悪政は耐え難い苦痛となっています。

来年度の県政の最大の課題は、「県民が主人公」の立場に立って大震災・原発事故による県民の苦難を軽減し、国の悪政から県民の暮らし・福祉・雇用を守り、切実な県民要求の実現をはかることです。

昨年の県政世論調査では、「暮らしが悪くなった」との回答は56%を超え、暮らしを守る願いはますます切実です。県民の県政への要望は第1位「高齢者福祉対策」、第2位「医療対策」、第3位「雇用の安定と勤労者福祉」、第4位「消費生活の安定」、第5位「食料の安定供給と食の安全」でした。

日本共産党はこうした県民要求と「福祉と防災のまちづくり」の観点から「2012年度予算と施策に関する重点要望書」をまとめました。福田富一知事二期目の総決算の年にあたり、ぜひとも以下の重点要望を予算と施策に反映されるようつよく求めるものです。なお回答は文書にてお願いします。

1. 大震災・原発事故から県民生活を守る

1. 被災者支援・復興と防災のまちづくり

- (1) 県内では一部損壊を含め7万戸を超える住宅が被害を受けたが、「被災者生活再建支援法」は限度額も低く、対象も限られているため建て替えどころか、修繕もできない被災者が多数出ている。限度額の500万円以上への引き上げや支援対象の拡大など、大幅な制度の改善を国に求めること。
- (2) 「被災者生活再建支援法」を補うため、市町村と協力して、住宅の一部損壊、塀、納屋、墓などの損壊も支援できる制度を創設すること。
- (3) 住宅リフォーム助成制度は、鹿沼市、那須烏山市につづき、宇都宮市でも創設する方向であり、耐震化の促進、地域経済復興の起爆材として期待される。県の制度として創設し、市町村と連携して実施すること。被災した住宅の修繕にも使える制度にすること。
- (4) 被災による宅地の崩落、陥没、液状化等に対する国の支援制度の創設を求めること。また県としても支援を検討すること。
- (5) 「二重ローン」救済のための債権買い取りなどを行う「東日本大震災事業者再生支援機構法」が施行されるが、県として「県産業復興機構」および「産業復興相談センター」の立ち上げを急ぐこと。また政府の対策では救済できない事業者も広く救済する対策を講じること。
- (6) 借りあげ仮設住宅は、入居している被災者の実情に応じ、柔軟に運用、対応すること。被災者は就労、就学、病気治療、介護など、さまざまな事情で構成員の移動や居住人数の変更が起こりうる。家族別々の避難生活をしてきた人が本県での同居を希望する場合や、同居していたが別居せざるをえなくなる場合、また在宅避難者が仮設住宅を必要とするケースも起こりうる。民間借りあげ仮設住宅の募集は昨年で打ち切られているが、被災者に対する親身な支援を行うため、新年度も予算を確保し、制度を継続すること。
- (7) 災害救助法による応急仮設住宅入居者には日赤6点セットやエアコン等生活必需品5点が提供されるが、生活必需品においては行政の対応がまにあわずに個人でエアコン等を設置した人にも、さかのぼって費用を負担するなど弾力的に運用すること。
また浴槽のない公営住宅を仮設住宅として借りあげた場合、被災者の負担なしで浴槽を設置すること。雇用促進住宅の被災者にたいする支援が滞らないよう県として国・市と連携して対応すること。
- (8) 市町村と連携して、県外の在宅または仮設入居避難者への支援を強化すること。在宅避難者登録制度の拡充、被災者を中心にした出身市町村ごとのネットワークづくり、支援にあたるボランティア等が活動しやすい環境整備など、親身に支援すること。
- (9) 教育施設、福祉施設、公共施設の耐震化を急ぐこと。私立の学校、幼稚園、保育所の耐震化への補助を増やすこと。
- (10) 地域防災計画の抜本的見直し
大規模災害、原子力災害、複合的災害に対応できるようにすること。
避難計画や避難所、備蓄など、介護が必要な高齢者・障がい者、乳幼児、女性の避難生活を考慮して対策を講じること。帰宅困難者対策も盛りこむこと。

国・県・市町の公共施設、民間企業・施設などが連携して被災者救援の役割を果たせるよう位置付けること。

- (11) 消防広域化計画を見直し、消防力、救急体制の強化をはかること。合併した市町でも、旧市町ごとに消防署の分署を設置すること。消防署員の増員とメンタルヘルスなどの福利厚生改善、消防団の育成・強化を図ること。
- (12) 大震災で旧足尾町の古河足尾事業所の源五郎沢堆積場が崩落し、堆積場の安全対策強化が求められている。「すのこ橋堆積場」は、監視カメラの設置を古河に求めるとともに、崩壊に備え住民避難の時間を稼ぐ格子型の第二ダム設置など万全の対策を講じるため、古河、経産省、国交省など関係機関との協議を急ぐこと。

2. 原発事故対策

- (1) 県は原発事故対策を推進するうえで、原発・原子力災害は空間的にも、時間的にも長期間にわたって危害をおよぼす可能性があり、地域社会の存続さえ危うくする異質の危険があること、内部被ばくによる人体への影響は「これ以下なら安全」という「しきい値」はなく「少なければ少ないほど良い」というのが放射線防護の大原則であることを踏まえて対策を講じること。
- (2) 県は原子力事故・災害対策に対応する部署として、新年度から県民生活部内に「原子力災害対策室（仮称）」を設ける考えだが、(1)項の観点から長期的かつ本格的な対策を講じられる部署とすること。そのために外部の専門家の協力を仰ぐとともに、専門的知見をもった職員を配置、育成するため特段の努力を払うこと。
- (3) 県が策定する地域防災計画の「原子力災害対策編」と「原子力災害対応マニュアル」は、今回の福島第一原発事故のみならず、直線距離で30数kmの茨城県東海村の原子力施設での過酷事故を想定したものとすること。茨城県には東海第二原発他、9つの原子力関連施設があり、たびたび事故が起きている。これらの安全性について常に監視と情報提供を求め、過酷事故を想定した防災計画、住民の避難計画、緊急時のヨウ素剤の配布体制など確立すること。
- (4) 原発事故による放射線の散布状況をいち早く分析するSPEEDIの情報提供について、栃木県も対象とするよう国に求めること。
- (5) 汚染調査と除染について
国が財政支援を行う那須町、那須塩原市、大田原市、日光市、鹿沼市、矢板市、塩谷町、佐野市の8自治体では、緊急度を考慮し除染計画策定を急ぐこと。計画策定には、住民の意見、要望を反映させるよう市町を支援すること。
放射能汚染には県境も市町の境もない。国が財政支援する8自治体以外の所にも「ホットスポット」があり、住民は不安を抱えている。国に調査と除染、その費用負担に全面的に責任を持つよう強く求めること。
国が対象外とした場所、住民が求めるところは県と市町が協力して調査と除染を行うこと。とくに子どもが利用する施設とその周辺、通学路、集合住宅、公園などや、ホットスポットになりやすい側溝、雨水のしみこむ場所などを網の目で調査し、除染を支援すること。
県営住宅では、集会所の雨樋の切れ目や、雨樋から土に直接雨水がしみこむ場所がホッ

トスポットになっている。すべての県営住宅を調査し、除染すること。県営住宅以外の公共施設でも、同様のことが想定されるので、調査力所を見直すこと。

自主的に除染活動を進めている住民、父母などのとりくみを、市町と連携して支援し、必要な機材の貸与、除染方法や被ばくを避けるための方法などの情報提供を行い、きめ細かく相談できる窓口を設けること。その費用は一時、県と市町が負担し、東京電力に請求すること。

農地、林地、里山等の土壌、樹木、落ち葉などの放射能汚染は、放置すれば長期にわたって燃料、バイオマス、腐葉土などとしての活用ができなくなるおそれがある。農林業、観光、地域おこしに多大な影響をおよぼすので、徹底した線量調査を行い、除染対策を講じること。

- (6) 国の財政支援対象外の市町で、就学前の子どもや妊婦、授乳中の母親で希望する人の尿、甲状腺エコー検査、母乳の検査費用を県・市町で補助する制度をつくること。
- (7) 空間線量計、食品放射能測定器を大量に確保し、中学校区単位で活用できるようにすること。食品・土壌等の分析器は市町ごとに設置できるようにし、住民が持ち込む食材、土壌なども測定できるようにすること。
- (8) 県教育委員会、市町教育委員会が連携して、学校給食の食材検査は地元産農産物のみならず、調理済みのものを丸ごと検査する方式を併用すること。学校給食検査の費用を県として助成すること。
- (9) 福島県では放射能に汚染された砕石を使用して建設したマンションから高い線量が検出されたことが明らかになった。事故当時、屋外に放置されていた可能性のある砕石やじゃりなど建築資材、その他について調査し、基準値をこえたものが市場に出回ることがないようにすること。
- (10) 研究者による放射性物質の特性の研究により、群馬県赤城大沼のワカサギの放射能汚染は、底に堆積した土の汚染により最終的にワカサギに蓄積されることがわかった。またすでに調査して線量が低かった湖沼、河川などでも時間の経過によって線量変動することも明らかになってきた。とくに魚、鳥などに放射性物質が蓄積される可能性のある場所、河川のよどみ、湖沼の底の堆積物や、岸の植物などを追跡調査し、公表し、除染対策を講じること。
- (11) アユの生育場所である那珂川河口周辺の堆積物の放射線汚染調査を国に求めること。
- (12) 汚染された稲ワラ、腐葉土、焼却灰、溶融スラグ、除染した土などの中間貯蔵施設の設置を急ぎ、国に期限を切って最終処分の方針を明示するよう求めること。
- (13) 下水汚泥溶融スラグ「仮置き場」について、下水道資源化工場ほか県内6カ所に「仮置き」する方針だが、周辺住民の理解と合意を重視すること。そのためにも屋外に設置する方式の場合、放射能もれを防ぐために廃棄物最終処分場などで使用している遮水シートで床や空間を遮断するなど徹底した安全対策を講じること。移送にも万全を期し、作業員の被ばくを防ぐため積算線量計を携帯させるなど対策を講じること。
- (14) 東京電力への賠償請求について、県民や自治体が受けた直接被害、風評被害、間接被

害など、「原発事故がなければ生じることがなかった損害について、すべてを賠償すること」を大原則に、全面的に賠償するよう東電に申し入れること。また県は東京電力への損害賠償の相談窓口を県、市町村に設置すること。

3. 原発からの撤退と自然エネルギーへの転換

- (1) 国に原発の新設、再稼働をやめさせ、原発から期限を切って撤退するよう求めること。
- (2) 福島県のすべての原発、茨城県の東海第二原子力発電所は、県民の安全に責任を負う立場から再稼働に反対し、廃炉を求めること。
- (3) 太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマスなど県内の自然エネルギー活用の可能性について調査・研究し、エネルギーの地産地消の立場から本格的導入をはかること。
- (4) 自然エネルギー活用による新たな雇用の創出、地域活性化をめざす政策を推進すること。そのさい中小企業、NPO、住民組織が参入しやすくなるよう補助制度等を創設すること。
- (5) 一般住宅への太陽光発電導入に補助を増額すること。
- (6) 自然エネルギーの固定価格買い取り制度の価格の引き上げを国に要望すること。

2. 安心の福祉・医療・介護

1. 「社会保障と税の一体改革」について

野田政権の「社会保障と税の一体改革」は、社会保障の財源づくりを名目に消費税を2010年代なかばまでに段階的に10%に引きあげようとするものだが、医療費の負担増、年金のさらなる改悪、生活保護制度の改悪、保育に対する国の責任放棄など社会保障大改悪と一体ですすめられようとしている。これでは県民のくらしも福祉も破壊される。県として反対し、国に社会保障費の大幅増額を求めること。

2. 医療制度と保健

- (1) 後期高齢者医療制度を即時廃止し老人保険制度に戻すよう国に求めること。
- (2) 後期高齢者医療の保険料を軽減し、保険料滞納者からの保険証取り上げ、短期保険証の交付は行わないよう広域連合と市町に強く要請すること。
- (3) 国保広域化方針の見直しを国に求めること。県の国保広域化支援計画を見直し、収納率の改善目標を達成するため市町に滞納者に対する税の取り立てと保険証の取り上げを促進する指導はやめること。
- (4) 栃木県の国民健康保険税額は全国一高い。市町国保会計に補助を行い、一人1万円程度引き下げられるようにすること。
- (5) 子どもの医療費無料制度は対象年齢を15歳まで引き上げること。子ども医療費無料制度の入院時食事療養費助成を復活すること。
- (6) 子ども・妊産婦医療費無料制度、重度心身障害者、一人親家庭の医療費助成制度は1レセプト500円の自己負担をなくすこと。
- (7) 健診受診率を引き上げるため、費用の補助、健診機会の増加、周知徹底など特段の対

策を講じること。とくに20代、高齢期女性の受診率が低いことから、生活スタイルにかみ合った対策を講じること。

- (8) 県特定疾患(難病)対策予算を増やし、下垂体機能障害を再指定するなど、指定疾患を増やすこと。慢性疲労症候群など県内の難病患者の実態を把握し患者への支援を強化すること。
- (9) 不足している小児科、産科医や、看護師など医療従事者を増やすため、養成につとめること。
- (10) 県民の健康増進、感染症防止の第一線の役割をもつ保健所の体制を拡充すること。母子訪問や健診受診の促進などきめ細かな対策を講じることが出来るよう市町と連携して保健師を増員すること。
- (11) ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン接種を推進し、県として補助制度を創設すること。
- (12) 地域医療中核病院の医師確保に尽力し、医療機関の存続・維持・拡充に県として特段の支援を行うこと。
- (13) 社会保険病院などを公的病院として存続させるための法整備が行われたが、宇都宮社会保険病院が今後も地域医療を守る役割を発揮し公的病院として存続・拡充できるよう支援すること。

3. 高齢者福祉

- (1) 国に介護保険に対する国庫予算を増やし、保険料・利用料の引き下げ、介護認定の見直し、給付等サービスの拡充など抜本的な改正を求めること。
- (2) 介護保険について
来年度の介護保険料の値上げを抑え、前年より引き下げるため基金の取り崩し、一般会計からの繰り入れを行うこと。
低所得者の介護保険料、利用料の軽減措置など県の介護保険助成制度を創設すること。
- (3) 栃木県高齢者支援計画第5期は、高齢者の生活実態と要求を正確に把握した計画にし、在宅サービス、施設・居住サービスともに強化すること。施設整備では特養ホーム「待機者ゼロ」をめざすこと。待機者数の把握と施設整備計画は、実際に申し込んだ人、要介護4または5の人だけを対象にするのではなく、希望者全体を待機者とした計画にすること。介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームなど介護施設、地域介護拠点の整備についても同様に推進すること。
- (4) 特養ホームの施設整備補助費を引き上げること。整備計画はユニット型だけでなく多床型の整備も推進すること。
- (5) 特養ホームの入所料の負担軽減のために、食費やホテルコストなどへの財政支援措置をおこなうこと。
- (6) ケアマネージャーの育成につとめ、5年ごとの資格更新時研修受講料の負担を軽減すること。
- (7) 介護療養病床の廃止と医療療養病床の削減計画を中止・見直しし、入院治療が受けられる病床確保に全力をあげること。
- (8) 中山間地、川沿いなどにある高齢者福祉施設の防災対策を急ぐこと。市町と連携し、土砂災害情報の伝達や避難勧告発令の基準整備などを急ぐこと。

(9)「高齢者見守りネットワークづくり」、包括支援センターの体制強化など市町への支援を強化すること。

4. 障がい者福祉

(1)国に障がい者自立支援法廃止の約束を守るよう求めること。それにかわる「障がい者総合福祉法」は、障がい者自身の意見に基づく「骨格提言」にそった法整備を求めること。

(2)小規模通所授産施設および小規模作業所への県の支援を強化すること。

(3)障がい者のための公営住宅を増設し、希望者が入居できるようにすること。

(4)障がい者の雇用を促進するため、公・民間ともに法定雇用率を守るよう県のとりくみと支援を抜本的に強化すること。

(5)性同一性障がい対策にとりくみ、公文書の性別記載欄の見直しや市町、医療機関、教育現場などで同障がいに対する理解を促進すること。また治療費に対する支援策を検討すること。

5. 児童福祉

(1)国が進める「子ども・子育て新システム」は、保育への国の最低基準をなくし、利用者と事業者の直接契約の導入、株式会社の参入、幼・保一元化による保育園の「こども園」への一本化など、保育制度に対する国の責任を放棄し、保育を児童福祉からサービスを切り売りする営利事業へと変質させるものである。新システムに反対し、保育制度の維持拡充に国が責任を持つよう求めること。

(2)保育所待機児の解消のため、市町の保育所増設・無認可園の認可を促進する助成をおこなうこと。

(3)民間保育所の給食調理員増員への県単補助を復活すること。民間保育所の給食施設の改善、保育室の冷房化などを推進するため市町への補助をおこなうこと。

(4)市町と連携し、第二子以降の保育料の大幅減免、子育て支援を強化すること。

(5)児童虐待防止

児童相談所の職員増員をはかるとともに、児童相談所を増設すること。

児童虐待相談窓口を24時間態勢にするために、市町への支援を強化すること。

虐待防止につながる子育て法などを普及すること。

(6)一時保護施設、養育施設を拡充すること。NPOや里親との連携・支援を強めること。

児童福祉施設での虐待防止のために施設と理事者への指導を徹底すること。

(7)発達障がいの早期発見のために、保健所、保育所、幼稚園などと連携を強めること。発達障がい児・者を持つ家庭を支援するとりくみを強化すること。

(8)学童保育の拡充

全小学校での実施、大規模化の解消にむけ支援すること。

「放課後児童クラブ運営手引き」の内容を再検討し、指導員の数や資格、待遇の改善、施設の基準を明確にし充実させること。

「学童保育」と「放課後子ども教室推進事業」は目的の違う事業であり「一体化」ではなく、それぞれの事業がしっかり運営されるようにすること。

6.生活保護行政

- (1)生活保護費の国庫負担金を堅持し、老齢加算を元に戻すよう国に要請すること。また支給額の削減を行わないよう求めること。
- (2)生活保護制度、就学援助制度など福祉諸制度について県民への周知徹底をはかり、利用しやすくすること。
- (3)市町での窓口での保護申請の不受理を根絶するよう指導すること。

3.男女平等、文化ゆたかな県民生活を

- (1)真の男女平等社会実現のために、県と市町のとりくみを抜本的に強化し、男女共同参画財団や民間団体との連携を強化すること。そのために必要な人材育成や財政支援に県として責任をもつこと。
- (2)女性の地位向上のために県は率先して女性の部課長や各種審議会委員を積極的に登用すること。男女間の賃金格差、採用や昇進の差別など、県内企業の実態調査などをすすめ、改善を求めること。
- (3)DV防止対策
婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターの機能と体制を強化し、医師、保健師、福祉の専門家などを配置し、高齢者、精神疾患等のDV被害者もすみやかに保護できる体制にすること。一時保護から自立まで、系統的に支援する体制を確立すること。一時保護中のDV被害者に加害者からのコントロールを解放するプログラムを実施すること。
ステップハウス等の設置またはその促進のため民間団体を支援すること。
配暴センターのない地域の健康福祉センターにはDV専門職員を配置し、すべての市町でのDV防止ネットワークづくりを推進すること。
民間シェルターやDV防止活動を行っているNPOと連携し、シェルターの運営、増設を財政的に支援すること。
県庁、県の出先機関、県有施設的女子トイレに相談窓口を周知徹底するため案内シールを貼ること。
- (4)青年の引きこもりなどに対応する総合窓口をつくり、相談と支援の体制をつくること。
青少年自立支援施設をふやし、県の助成を強化すること。
- (5)若い世代の自立と就労を支援するため、民間の賃貸住宅、アパートなどへの入居をしやすくするための対策および家賃助成制度などを創設すること。
- (6)消費者行政の拡充のために、県庁内に吸収した消費生活相談センターを県民の目に見える場所に移し、相談員体制を拡充し、市町の人材育成支援を強化すること。
- (7)自殺予防対策として、「うつ」「過重債務」「解雇・パワハラ・職場のいじめ」などに対応する相談窓口を設置・拡充し、またこうした課題にとりくむ民間団体を支援すること。
- (8)県立博物館、美術館の予算をふやし、常設展、企画展の拡充をはかること。作品・資料購入費を確保すること。

4. 教育予算と施策の拡充を

- (1) 教職員の定数を見直し、小・中学校の学級定数を段階的に30人以下にすること。県独自の少人数学級は、予算を拡充し非正規教職員だのみをやめ正規職員中心にすること。
- (2) 小学校で教える内容が大幅に増加した学習指導要領により学校現場の混乱、問題点を把握し、国に見直しを求めること。また土曜日授業等の実施について慎重に対応するよう市町に求めること。
- (3) 高校授業料無償化を継続するよう国に求めること。県条例で高校授業料無償化の特例とされた留年者、再入学者に対する授業料徴収は、学ぶ権利を損なわないよう最大限徴収しないよう努めること。
- (4) 就職指導員配置事業を恒常的事業として定着させること。希望する全県立高校への配置、雇用期間の延長をはかること。
- (5) 高校全入を視野に、県立高校の定員を増やし、高校受験競争の緩和をはかること。
- (6) すべての県立高校の普通教室にクーラーを設置すること。小中学校の教室への設置については市町と連携して推進すること。
- (7) 特別支援学校の対象となる児童生徒が増加傾向にあり、過密化と広域通学の負担を軽減するため、通学圏の縮小(分校化・新設含む)を検討すること。特別支援学校での放課後対策を促進すること。
- (8) 不登校などへの支援体制を強化すること。スクールカウンセラーを大幅増員し、担当する学校の数をへらし、一人あたりの契約時間を引き上げ、具体的な事例に対応できるよう予算を増やすこと。県と市町の教育相談所・研究所の体制強化をはかること。
- (9) 教職員評価システムは管理職、教職員双方の事務的負担が大きく見直すこと。数値目標を持つことを強要したり、賃金への反映は行わないこと。
- (10) 県独自の全県学力テストは中止すること。
- (11) 県・市町の連携で、義務教育における学校給食を無償化すること。おいしくて安全な学校給食のため、民営化やセンター化をやめ、自校方式へのきりかえを奨励すること。
- (12) 県立高校の授業に「デートDV」を防止するためのプログラムを組み込み実施すること。
- (13) 総合運動公園の「スポーツゾーン構想」は、県が実施した通行量調査の結果、兼用スタジアム建設などで周辺に深刻な交通渋滞等が発生する可能性がある。市街地に体育館、武道場も含めた一連の施設を集中させる計画は凍結し、当面、陸上競技用サブ競技場整備と障害者用トイレ設置、各施設の老朽化防止・補修を行うこと。民間手法の導入計画をやめること。
- (14) 県立図書館は、県内図書館の中核的役割を發揮するとともに、学術・文化・歴史など幅広い文献を収集し、蔵書の拡充、利便性の向上をはかることが求められる。今後のあり方は、大学・研究機関、民間団体、一般県民から広く意見を募り反映すること。無料駐車場を整備すること。
- (15) 日光杉並木の保護対策を急ぎ、世界遺産登録運動をすすめること。とくに用地買収とバイパス化に向け、予算確保と関係省庁、日光市との折衝をすすめること。
- (16) 県教育委員会の障がい者雇用率は全国ワースト一位であり少なくとも全国平均を上回

る雇用状況にすること。(再掲)

(17)教育委員会のあり方について、知事部局から独立した存在として機能を発揮すると共に、開かれた教育委員会への改革につとめること。

5.雇用の安定、中小企業、農業の振興

1.雇用の安定・促進

(1)国に派遣労働を「原則禁止」とする労働者派遣法の抜本改正を求めること。1999年の派遣法改悪以前の状態に戻すよう求めること。

(2)ハローワーク、労働基準監督署は、憲法に定められた職業選択の自由(22条)、勤労の権利(27条)、労働三権(28条)を保障するために設置されたものであり、違法を摘発されている企業の紹介をしない、男女差別はしないなど全国共通で憲法で保障された人間らしく働ける場を提供するものでなければならない。求人は都道府県をこえる場合が多く、また雇用保険の給付も必ずしも就職・離職した地域で受けるとは限らないため、国の事業として継続されることが望ましい。県への移管を求めるのではなく必要に応じ県との連携を図るよう改善を求めること。

(3)「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用創出事業臨時交付金」など基金活用事業について、正規雇用に関係する仕事を増やせるよう期間の延長、運用の改善などを国に求めること。また県としても仕事を創設すること。

(4)「求職者総合支援センター」を生活保護行政との連携機能を持つセンターに拡充すること。

(5)中小企業が新卒既卒を問わず、若年者を正社員として雇用する場合、補助する制度を創設すること。

(6)高校・大学等新卒者の就労支援対策を抜本的に強化すること。

(7)経営者団体および県内大手企業に対し、非正規労働者を含めた雇用維持を要請すること。

(8)戦略的企業立地促進事業や産業定着集積促進支援事業は、雇用の要件を「常用雇用」ではなく「正規雇用」とすること。

(9)契約途中の解雇、新卒内定取り消しなどを行った企業は、県の助成制度等の対象外とする、助成を受けている場合は返済を義務づけるなど制度改正を行うこと。

(10)リストラ規制県条例をつくり、一定規模の従業員削減、工場撤退などは県との事前協議を義務づけること。

(11)県職員の削減計画を見直し、教育、保健、福祉、食品安全などの分野の県職員増をはかること。県庁での雇用は、パート、臨時、嘱託など雇用形態による差別的な賃金体系を改善し、均等待遇の原則に基づき、賃金・一時金・諸手当・退職金の支給など、賃金・労働条件の格差を是正すること。

2.中小企業支援・金融対策

(1)民間個人住宅の耐震化促進のために、耐震診断、工事計画策定費および工事費に対する補助率、限度額を引き上げること。

(2) 円高不況対策

県内中小企業への影響を調査し、受注と仕事の確保を図るため、各種交付金・基金の活用などを含め、取り得るすべての手だてをとること。

経営者団体および大手製造業に対し、下請け2法にもとづく仕事の発注をふやす、単価の確保を求める、など社会的責任を果たすよう要請すること。

金融機関に対し、中小零細企業に十分な資金が回るよう貸し渋りなどを行わないよう要請するとともに、返済計画の猶予等支援策を求めること。

県制度融資は、返済期間延長、利子補給など条件緩和で利用しやすくすること。

(3) 県発注の仕事に関しては賃金単価を「時給1000円以上」とし、中小企業には補助制度を創設すること。

(4) 地域とくらし・福祉に密着した小規模公共事業を促進し、地元中小企業への発注を増やすこと。官公需の地元中小企業への発注率を引き上げるため、分割発注など対策を講じること。

(5) 経営難に陥っている中小企業に、固定費、リース代等の直接支援の制度をつくること。国に「休業補償」等の支援策を要望すること。

(6) 中小企業の妻や家族の働き分を必要経費として認めない所得税法56条の廃止を国に求めること。

(7) 大型店に対し、商店街、生活環境、「街づくり」などの地域環境影響評価を義務付け、身勝手な出店・撤退を規制する県条例を制定すること。

(8) 信用保証協会への出えん金を増やし融資しやすくすること。信用保証制度の「部分保証」を100%保証に戻すよう国に要請すること。

(9) 「地域金融活性化栃木県条例」を制定し、県内金融機関に地域経済への貢献を義務づけ、中小業者への融資実績などを公表すること。

3. 農業の振興

(1) 農業と食料、地域経済に深刻な打撃をあたえ、国のあり方を大きく変えてしまう環太平洋経済連携協定(TPP)への参加に反対すること。

(2) 農業を県の基幹産業と位置づけ、農業予算を増額し振興をはかること。栃木県の食料自給率100%(海産物は除く)の目標を設定し、実現に向けた計画を策定すること。

(3) 米価の暴落から生産者を守るために、100万トンの水準に見合う備蓄米の買い上げとミニマムアクセス米の輸入中止を国に求めること。

(4) 「戸別所得補償」の見直しを求め、価格保障を中心に所得補償を組み合わせ、コメなら60キロ・1万8千円前後を保障し、生産コストがカバーできる施策に切り替えるよう国に求めること。

(5) 農産物の価格の低迷が続く背景には、卸売市場法の規制緩和で大手量販店などが自由に価格設定できる「相対取引」の増加がある。国に大手スーパー等の買ったたき規制を求めること。

(6) 青果物、畜産等の価格保障の予算を増額し、充実をはかること。

(7) 学校給食における県産農産物の供給拡大に対する支援事業を復活すること。

- (8)イノシシ等の獣害被害対策は隣県との連携、市町との連携を強めるとともに予算を抜本的に引き上げること。専門の指導員の養成、捕殺や電気柵等の設置、緩衝地帯づくりなど総合的対策を推進すること。
- (9)農耕放棄地を元の耕地にもどし、地域の生産力を高めるよう、耕地の受委託を支援する制度をつくること。
- (10)後継者づくりのため青年農林業者支援制度を創設し、新規農林業者に月15万円、3年間の援助をおこなうこと。農業の担い手である高齢者・女性が意欲をもって農業がつけられるよう、支援策を講じること。
- (11)とちぎブランド和牛を守るために、県独自のBSE全頭検査態勢を維持・継続すること。費用は全額国の負担とするよう求めること。
- (12)天然アユ漁獲量日本一を誇る天然アユを守るため、霞ヶ浦導水事業の那珂川取水口建設の中止を求めること。

6. 環境保全と林業活性化のために

- (1)地球温暖化対策を抜本的に強化し、県として積極的なCO₂削減目標を持つこと。また県内企業にCO₂削減計画の策定を義務づけ、計画を達成した企業とその製品は知事が認証する制度を導入するなど、具体的な対策を強化すること。
- (2)食用廃油のバイオディーゼル化を促進し、精油機器等を購入する市町に助成すること。
- (3)「産業廃棄物処理に関する指導要綱」を見直し、県外からの産業廃棄物の搬入は知事の許可制とし、総量規制すること。産廃施設の総数、総容量、総面積などの規制を行うこと。工業団地であっても住宅地と隣接する場合は、住民合意が必要な制度とすること。
- (4)水源環境保護条例を制定し、水源地などへの産廃施設設置を規制すること。
- (5)大谷石採掘場の溶融スラグの「埋め戻し特区」計画は中止を求めること。2001年の宇都宮市上駒生の産廃爆発事故の徹底調査と安全対策を講じ、最終的には産廃を撤去させるよう宇都宮市と共同でとりくむこと。また大谷石廃坑への放射性物質を含んだ廃棄物の埋め立てなどは行わないこと。
- (6)林業を生業として成り立つよう支援すること。後継者づくり、作業道の整備、県産材活用建築への補助拡大など、林業活性化対策を推進すること。
- (7)「元気な森づくり県民税」は、年収200万円以下は非課税とするなど、非課税対象の拡大をはかること。
- (8)林業再生とは無縁で、環境破壊にもつながるムダな林道開発はやめること。

7. 公共事業を見直し、安全な県土を

- (1)公共事業のあり方を見直し、くらしと福祉、県民生活に密着したものの中心に切り替えること。
- (2)公契約条例を制定し、県が発注する公共事業の質の向上、また請け負った業者、下請けなどの労働条件・賃金など適正に確保されるようにすること。
- (3)国は八ツ場ダム中止の方針を覆し、建設する立場を表明したが、思川開発南摩ダム、湯西川ダム、霞ヶ浦導水事業とも利根川流域のダム事業は治水、利水ともに必要のない

無駄なダムである。再度科学的検証を行い、中止するよう求めること。また、県としても人口減少や水需要の変化について科学的検証を行い、利水計画を見直すこと。治水については中・下流域の堤防強化など実効ある対策を求めること。

- (4)南摩ダムのつけ替え県道は、本体建設工事がストップされており、結論がでるまで推進しないこと。
- (5)国道408号バイパスは、茨城県の常磐自動車道と東北道を結ぶ計画で、圏央道とも結合するコリドール構想の一部で、整備が終了した区間の事業費だけでも243億円、また現在整備中の真岡宇都宮、宇都宮高根沢区間12.2kmの事業費は概算で約265億円にもおよび。計画を中止すること。
- (6)県土60分構想を見直し、道路予算は地域密着型の生活道路改修・歩道整備などを中心とすること。
- (7)河川の氾濫危険箇所、崖崩れ危険箇所の総点検を行い、堤防強化対策を計画的に推進すること。
- (8)日光市田元地区自治会が要望している崖崩れ防止・河川護岸対策を急ぐこと。
- (9)雇用促進住宅の存続を国に働きかけるとともに、県または市町住宅として活用を検討すること。
- (10)宇都宮市の新交通システムLRT計画は、市民の合意が得られない計画であり、県の支援は凍結し、全面的に見直しを求めること。
- (11)生活に必要な公共交通網を確保するため、第3セクターで運営されている鉄道や、地方バス路線の維持に対する支援を強化すること。

8. 財政の健全化と財源確保

- (1)国に地方交付税の所要総額の確保を強く要求すること。
- (2)消費税増税に反対し、「食料品非課税」を国に要請すること。増税を前提とした「地方消費税の充実」は求めないこと。
- (3)とちぎ未来開拓プログラムを見直し、県民福祉に必要な事業(教育、こども、高齢者、障害者福祉など)は今後も維持または復活させること。
- (4)県工業用水は開発水量(毎秒1.83立方メートル)の80%以上が未利用水となっている。水道水への転用もふくめ下流域自治体に融通するなどの対策を検討し、有効活用すること。
- (5)財政のムダづかいを県民の目線でチェックすること。全国的に終結した同和事業への予算カット、行政委員報酬を月給から日給への見直し、議員報酬削減、議員の費用弁償の一日3000円の公務諸費廃止、知事の退職金制度見直しなどを行うこと。
- (6)私学助成の拡充
私立高校の公立高校との格差是正をはかるため国に私学助成予算を維持・拡充するよう求めること。
「高校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」の取り扱いについて、補助単価の増額や補助対象等要件の拡充を図った場合でも全額基金から取り崩せるよう改善を求めること。

私立高校の授業料減免制度の対象は生活保護または年収250万円以下とされているが、国の就学支援金の加算対象である350万円以下にまで拡大すること。授業料減免制度を授業料以外の経費にも拡大するなど制度の改善をはかること。

9. 県民に開かれた県政運営

- (1) 市町村合併は地元住民の民意を尊重し、合併推進政策を転換すること。
- (2) 行政改革大綱による公務員削減計画を見直し、県民サービスの拡充に配慮し、必要な部署に適正な人材を確保すること。
- (3) 県公共施設への指定管理者制度導入促進政策を見直すこと。福祉、教育など公的責任の重い部門は直営に戻すこと。指定管理者に委託した施設はサービスの縮減や料金の引き上げなど県民負担が増加しないよう必要な委託費を確保すること。
- (4) 行政はもとより、警察も含め徹底した情報公開を進め、県民に開かれた県政を実現すること。予算編成の過程も公開すること。
- (5) 議会の政務調査費制度を見直し、出納帳なども含めて全面的に公開すること。
- (6) パブリックコメント制度は、形式的にせず、必要な情報の公開、出された意見の尊重、施策への反映など、改善をはかること。
- (7) 冤罪を防ぐために、警察の取り調べの全面可視化をすすめること。
- (8) 交通信号機設置予算を増やし、地域からの設置要求に応えられるようにすること。
- (9) 市町村合併で警察署がなくなった地域への分署の設置や、交番での出張免許更新ができるよう便宜を図ること。そのための予算を確保すること。

10. 憲法をまもり、平和・非核の栃木県に

- (1) 憲法を遵守し、憲法改正に反対し、県政運営の柱とすること。
- (2) 宇都宮市にある陸自宇都宮駐屯地を中央即応連隊の海外出撃基地として再編強化する方針に反対すること。あらたな海外派兵に反対すること。陸自宇都宮駐屯地の中央即応連隊は撤退を求めること。
- (3) 陸自宇都宮北駐屯地のヘリ旅団は撤退を求めること。航空学校の訓練について、夜間や学校、住宅地上空を通過する訓練を行わないよう求めること。
- (4) 「非核平和栃木県宣言」を行い、非核・平和行政を推進すること。

以上